

下関市養育費確保支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭におけるこどもが心身ともに健やかに成長することができるよう、養育費確保支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、養育費の継続的な履行確保を図るとともに、ひとり親家庭のこども及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項の子の監護に要する費用をいう。
- (2) ひとり親 母子家庭の母又は父子家庭の父（離婚し現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）をしていない者又は婚姻によらないで父母となった者）であつて、20歳未満のこどもを養育している者をいう。なお、配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届出を行っていない者であつて、20歳未満のこどもを養育している者を含む。
- (3) 弁護士等 弁護士、弁護士法人をいう。

(対象者、対象経費、支給金額)

第3条 この支援金の支給の対象者、対象経費及び支給金額については、別表1から別表5に定めるとおりとする。

2 養育費の履行確保に関し、この要綱による支援金及び国、他自治体等による同一の対象経費に関する補助金等の交付を受けている場合は支援金を支給しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 養育費の請求等を行う相手方が異なる場合
- (2) 支援金の区分が異なる場合
- (3) 同一支援金区分内で過去に支給を受けた支援金等の合計額が、支援金上限額を超えない場合

(申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下関市養育費確保支援金申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請期日は、別表1から別表5に定める基準日（令和6年4月1日以降に限る。）から6か月以内とする。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、内容及び添付書類の審査を行い、支援金を支給することが適当であると認めるときは、支給決定を行い、申請者に対し下関市養育費確保支援金支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、支援金を支給することが不適當であると認めるときは、理由を付して、申請者に対し下関市養育費確保支援金不支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、支援金の申請を取り下げようとするときは、下関市養育費確保支援金申請取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったとき、既に第5条第1項の規定による支給決定が行われていた場合は、従前の支給決定はその効力を失う。

(請求及び支払)

第7条 申請者は、支援金の請求をしようとするときは、速やかに下関市養育費確保支援金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に支援金を支給するものとする。

(支給決定の取消し等)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定による支給決定の全部又は一部を取り消し、支給した額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1) 虚偽その他不正の行為により支援金の支給を受けたとき。

(2) 支援金を他の用途に使用したとき。

(3) 債権債務が確定した契約行為が解除となる等、支給を受けた者が対象経費を負担する必要がなくなったとき、または受給要件を満たさなくなったとき。

(4) その他市長が支援金を支給することが適当でないとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年9月3日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

支援金の区分	公正証書作成（実費）
対象者 （第3条）	次に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1)申請時においてひとり親であって、取決めの対象となるこどもの養育費の請求権を有する者 (2)市内に住所を有し、現に居住している者 (3)公正証書作成に要する経費を負担した者
対象経費 （第3条）	養育費の取決めについて、公正証書（強制執行認諾条項付に限る）による債務名義取得を支援するため、公正証書作成に要する手続費用の実費を支援する。 (1)公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料、正本又は謄本の作成費用、謄本等の送達費用、送達証明費用等（全て養育費の取決めに係る部分に限る） (2)公証役場に提出する戸籍謄本等の書類取得費用等（養育費の取決めに必要な書類に限る） ※養育費以外の年金分割、財産分与、慰謝料などの取決めに係る公証人手数料や添付書類の取得費用等は支援の対象外 ※戸籍謄本等の郵送取寄せに必要な定額小為替等の手数料や返信用切手代、公証役場への交通費は対象外
支給金額 （第3条）	対象経費の全額（上限3万円）
申請書に添付する書類 （第4条）	(1)申請者及び養育費の取決めの対象となるこどもの戸籍謄本又は抄本（申請日から3か月以内に発行されたもの） (2)対象経費の領収書等（公証役場が発行する計算書、領収書等で、申請額や内訳等が分かるもの） ※領収書等は、宛名、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所・氏名・領収印が記載されたもの（行政機関等が発行する領収書等で記載が困難な場合を除く） (3)養育費について取り決めた公正証書（強制執行認諾条項付）の全ページの写し (4)その他、市長が必要と認める書類
基準日 （第4条）	公正証書の作成がなされたとき

別表 2

支援金の区分	養育費請求調停等申立（実費）
対象者 （第3条）	次に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) 申請時においてひとり親であって、取決めの対象となるこどもの養育費の請求権を有する者（離婚前においては有する見込である者） (2) 市内に住所を有し、現に居住している者（配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等の特別な事情がある場合を除く） (3) 調停申立等に要する経費を負担した者
対象経費 （第3条）	養育費の取決めについて、調停申立等による債務名義取得を支援するため、養育費請求調停申立、養育費増額請求調停申立、離婚調停申立等に要する手続費用の実費を支援する。 (1) 調停申立に要する収入印紙代、家庭裁判所が求めた連絡用の郵便切手代等（全て養育費の取決めに係る部分に限る） (2) 家庭裁判所に提出する戸籍謄本（養育費の取決めに必要な書類に限る）等の書類取得費用等 ※婚姻費用分担の調停申立は対象外 ※夫婦関係調整（離婚）の調停申立時における年金分割、財産分与、慰謝料などの養育費以外の取決めに係る取得費用等は支援の対象外 ※戸籍謄本等の郵送取寄せに必要な定額小為替等の手数料や返信用切手代、裁判所への交通費は対象外
支給金額 （第3条）	対象経費の全額（上限3万円）
申請書に添付する書類 （第4条）	(1) 申請者及び養育費の取決めの対象となるこどもの戸籍謄本又は抄本（申請日から3か月以内に発行されたもの） (2) 対象経費の領収書等 ※領収書等は、宛名、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所・氏名・領収印が記載されたもの（行政機関等が発行する領収書等で記載が困難な場合を除く） (3) 裁判所で調停申立書が受理されたことが分かる書類 (4) 調停調書、審判書等、養育費の取決めを交わした文書の写し（申請時点で有している場合のみ） (5) その他、市長が必要と認める書類
基準日 （第4条）	家庭裁判所において、調停の申立が受理されたとき

別表 3

支援金の区分	養育費保証契約締結
対象者 (第 3 条)	次に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1)申請時においてひとり親であって、債務名義（財産の差押え等の強制執行を行うために必要な裁判所の手続や公正証書での養育費の取決め）を有している者 (2)市内に住所を有し、現に居住している者（配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等の特別な事情がある場合を除く） (3)保証会社と 1 年以上の養育費保証契約を締結している者
対象経費 (第 3 条)	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した費用のうち、保証料として本人が負担した費用を支援する。
支給金額 (第 3 条)	対象経費の全額（上限 5 万円）
申請書に添付する書類 (第 4 条)	(1)申請者及び養育費を取り決めたこどもの戸籍謄本又は抄本（申請日から 3 か月以内に発行されたもの） (2)養育費の取決めを交わした公正証書等の写し (3)養育費保証契約に係る契約書の写し (4)対象経費の領収書等 ※領収書等は、宛名、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所・氏名・領収印が記載されたもの (5)その他、市長が必要と認める書類
基準日 (第 4 条)	保証会社と養育費保証契約を締結したとき

別表 4

支援金の区分	養育費強制執行等申立（弁護士費用）
対象者 （第3条）	次に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) 申請時においてひとり親であって、債務名義（財産の差押え等の強制執行を行うために必要な裁判所の手続や公正証書での養育費の取決め）を有している者 (2) 市内に住所を有し、現に居住している者（配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等の特別な事情がある場合を除く） (3) 強制執行等申立に係る契約を弁護士等と締結し、弁護士費用（着手金）を負担する者
対象経費 （第3条）	強制執行の手続による養育費の履行確保を支援するため、強制執行等申立に係る弁護士費用（着手金）を支援する。 強制執行申立、財産開示手続申立、第三者からの情報取得手続申立等に係る着手金（養育費の履行確保に係る着手金に限る）
支給金額 （第3条）	対象経費の全額（上限10万円）
申請書に添付する書類 （第4条）	(1) 申請者及び養育費を取り決めたこどもの戸籍謄本又は抄本（申請日から3か月以内に発行されたもの） (2) 養育費強制執行に係る弁護士等と締結した契約書の写し (3) 養育費強制執行に係る着手金の請求書（弁護士等への直接払いを希望する場合のみ） (4) 養育費強制執行に係る着手金の領収書等 ※領収書等は、宛名、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所・氏名・領収印が記載されたもの ※(4)について、弁護士等への直接払いを希望する場合は不要 (5) 委任状（弁護士等への直接払いを希望する場合のみ） (6) その他、市長が必要と認める書類
基準日 （第4条）	弁護士等と契約を締結したとき

別表 5

支援金の区分	養育費強制執行等申立（実費）
対象者 （第3条）	次に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1)申請時においてひとり親であって、債務名義（財産の差押え等の強制執行を行うために必要な裁判所の手続や公正証書での養育費の取決め）を有している者 (2)市内に住所を有し、現に居住している者（配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等の特別な事情がある場合を除く） (3)強制執行等申立に要する経費を負担した者
対象経費 （第3条）	強制執行の手続による養育費の履行確保を支援するため、強制執行等申立に要する手続費用の実費を支援する。 (1)強制執行等申立に要する収入印紙代、裁判所が求めた連絡用の郵便切手代等（全て養育費の履行確保に係る部分に限る） (2)裁判所に提出する戸籍謄本（養育費の履行確保に必要な書類に限る）等の書類取得費用等 ※戸籍謄本等の郵送取寄せに必要な定額小為替等の手数料や返信用切手代、裁判所への交通費、弁護士等に支払う旅費、日当は対象外
支給金額 （第3条）	対象経費の全額（上限3万円）
申請書に添付する書類 （第4条）	(1)申請者及び養育費を取り決めたこどもの戸籍謄本又は抄本（申請日から3か月以内に発行されたもの） (2)強制執行等申立に係る契約を弁護士等と締結した契約書の写し（強制執行等申立に係る契約を弁護士等と締結し、かつ実費を弁護士等に支払った場合のみ） (3)対象経費の領収書等 ※領収書等は、宛名、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所・氏名・領収印が記載されたもの（行政機関等が発行する領収書等で記載が困難な場合を除く） (4)裁判所で強制執行等申立書が受理されたことが分かる書類 (5)その他、市長が必要と認める書類
基準日 （第4条）	裁判所において、強制執行等申立が受理されたとき

（宛先） 下関市長

（申請者）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

下関市養育費確保支援金申請書

養育費確保支援金の支給を受けたいので、下関市養育費確保支援事業実施要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

なお、支援金の支給にあたり必要な事項の確認のため、市職員が公簿等を閲覧し、他の自治体に情報の照会若しくは提供することに同意します。

1. 支援金の申請内容

支援金の区分	対象経費	申請額
公正証書作成 （実費）	公証人手数料等 戸籍謄本等取得費用	（上限3万円） 円
養育費請求調停等申立 （実費）	収入印紙代、連絡用の郵便切手代等 戸籍謄本等取得費用	（上限3万円） 円
養育費保証契約締結	養育費保証契約締結に係る保証料	（上限5万円） 円
養育費強制執行等申立 （弁護士費用）	弁護士費用（着手金）	（上限10万円） 円
養育費強制執行等申立 （実費）	収入印紙代、連絡用の郵便切手代等 戸籍謄本等取得費用	（上限3万円） 円
申請額の合計		円

※過去に上記対象経費に係る補助金等の交付を受けたことが

ある（自治体名 _____ 対象経費 _____ 金額 _____ 円）

ない

2. 養育費取決めの対象者

	氏名（フリガナ）	生年月日	同居・別居	住所（別居の場合）
支払義務者	（ ）	・ ・		
対象の 子ども	（ ）	・ ・	同居・別居	
	（ ）	・ ・	同居・別居	
	（ ）	・ ・	同居・別居	

3. 添付書類

- 申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本
- 公正証書の写し
- 裁判所で申立書が受理されたことが分かる書類
- 養育費保証契約に係る契約書の写し
- 養育費強制執行に係る弁護士等と締結した契約書の写し
- 養育費強制執行に係る着手金の請求書
- 委任状
- 対象経費の領収書等（※）

※クレジット会社を介して支払う契約を行った場合、領収書に代えてクレジット契約証明書を添付することができる。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長 印

下関市養育費確保支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました支援金については、下関市養育費確保支援事業実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

記

支給決定額 金 円

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長 印

下関市養育費確保支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました支援金については、下関市養育費確保支援事業実施要綱第5条第2項の規定により、下記の理由により不支給と決定しましたので通知します。

記

<支給しない理由>

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

（宛先） 下関市長

（申請者）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

下関市養育費確保支援金申請取下書

年 月 日付け 第 号で支給決定のありました下関市養育費確保支援金については、下関市養育費確保支援事業実施要綱第6条第1項の規定により、申請を取り下げます。

なお、既に支援金の支給を受けている場合は、当該支援金を市に返還します。

記

<取下げの理由>

年 月 日

（宛先） 下関市長

（申請者）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

下関市養育費確保支援金請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知がありました下関市養育費確保支援金について、下記のとおり支給されるよう請求します。

記

1. 請求金額 _____ 円

2. 振込先

金融機関名	銀行・金庫						
支店名	本店・支店						
預金種別	普通 ・ 当座						
口座番号(右詰め)							
口座名義人(カタカナ)							

3. 添付書類

申請者の口座が確認できる通帳等の写し